受動喫煙防止対策

2020年4月から飲食店やオフィス・事務所など原則屋内禁煙がスタート

この３つに当てはまりますか

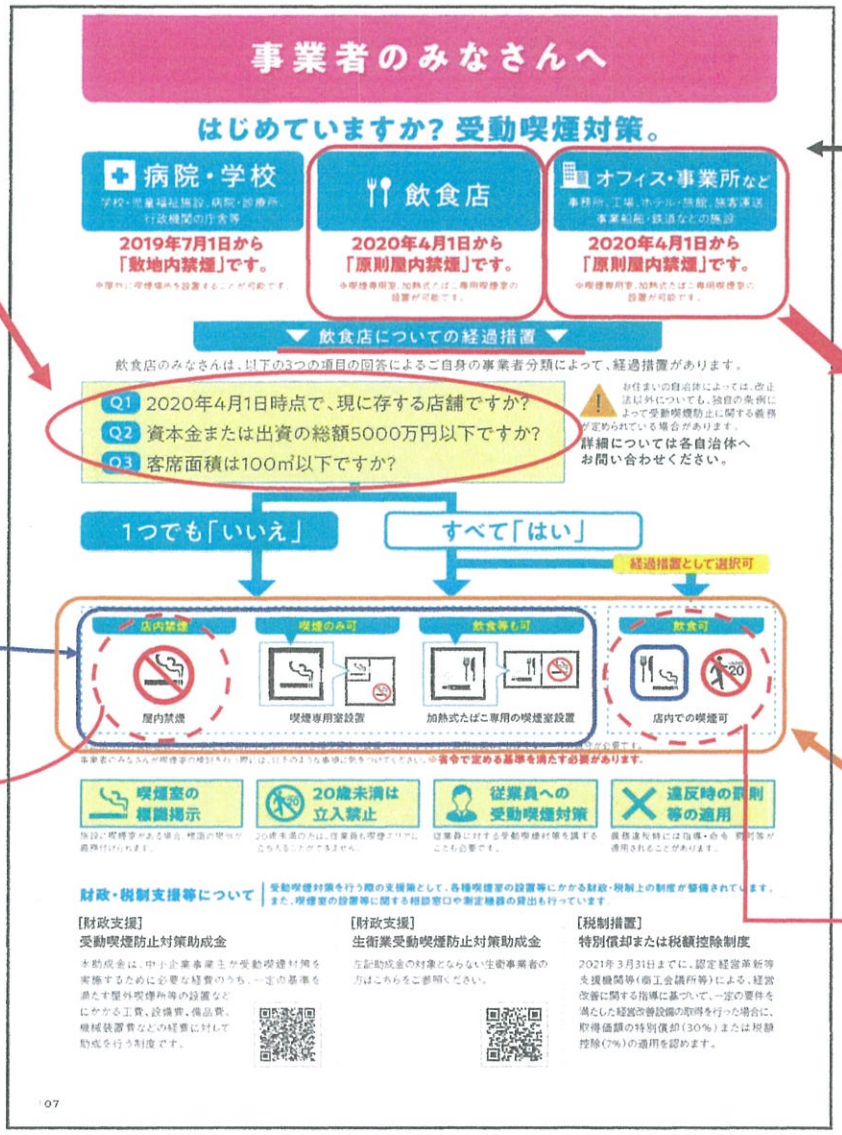

飲食店・オフィス・事務所など、屋内禁煙に取り組み、ぜひ、下記Ａ認証制度の手続きを！

「いいえ」の店舗はこの３つの中から、各店舗にて選択となります。

「はい」の店舗はこの４つの中から、各店舗にて選択となります。

この「店内禁煙」を選択した店舗は、Ａの埼玉県受動喫煙防止対策実施施設等認証制度により、認証されると県の認証している店舗として、認証ステッカーが無料で受けられます。是非申請してお客様に禁煙の店のアピールを！！

※飲食店以外の店舗やオフィス・事務所なども申請可能です。

A ファックス申請可

B ファックス届出不可・郵送又は窓口持参

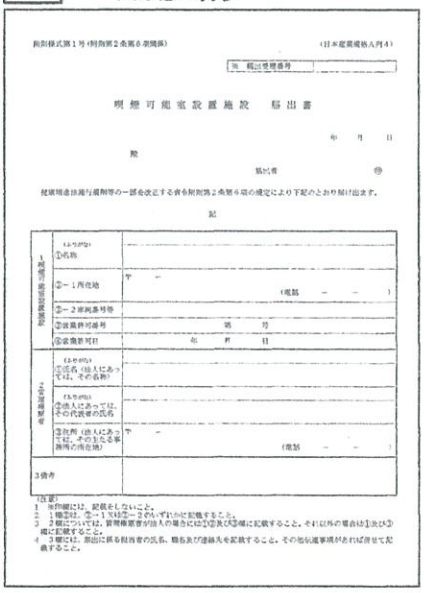

この「飲食可」を選択した店舗は、Ｂの「喫煙可能室設置施設届出書」の提出が必要です。

※この「飲食可」は経過措置としています

受動喫煙対策についてのお問い合わせは、秩父保健所保健予防推進担当へ！ TEL:0494-22-3824 FAX:0494-22-2798
国でも受動喫煙対策に取り組む店舗への支援策も整備されています。 厚労省ホームページ参照